

平成28年2月17日

郡市医師会

感染症危機管理対策担当理事 殿

富山県医師会感染症危機管理対策

担当理事 清水 康一

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び
検疫法施行令の一部を改正する政令及び検疫法施行規則の一部を改正
する省令の施行について

標記について、日本医師会感染症危機管理対策室長より別添のとおり周知依
頼がありましたので送付します。

このことは、本会ホームページ「医療機関の皆様へ」に掲載します。

(地Ⅲ233F)

平成28年2月10日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
小 森 貴

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令及び検疫法施行規則の一部を改正する省令の施行について

感染症法施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令及び検疫法施行規則の一部を改正する省令が平成28年2月5日に公布され、2月15日に施行されることから、別添のとおり厚生労働省より本会宛周知方依頼がまいりました。

本改正の概要は、ジカウイルス感染症については中南米地域において多数の患者が報告され、妊婦が感染した場合、胎児に小頭症が発生するリスクが指摘されていること、また媒介蚊であるヒトスジシマカは国内各地に生息しており、今後国内で感染者が出る可能性もあることから、ジカウイルス感染症の発生予防及びまん延防止を図るため、ジカウイルス感染症を感染症法の規定により政令で定める四類感染症に追加すること、検疫法の規定により政令で定める検疫感染症に追加すること等であります。

なお、届出基準等については、厚生労働省において策定中であり、追ってご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。



健発0210第1号
平成28年2月10日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令及び検疫法施行規則の一部を改正する省令の施行について(施行通知)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第41号。以下「改正政令」という。)及び検疫法施行規則の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第15号。以下「改正省令」という。)については、本年2月5日に別紙のとおり公布され、2月15日から施行されるところです。これらの概要等は下記のとおりですので、貴職におかれては、内容を十分御丁知いただくとともに、貴会会員への周知等、御協力をいただけますようお願いいたします。

記

第一 改正の趣旨

平成27年5月以降、ジカウイルス感染症については、ブラジルをはじめとする中南米地域において多数の患者が報告されており、ジカウイルス感染症に妊婦が感染した場合、胎児に小頭症が発生するリスクについても指摘されている。また媒介蚊であるヒトスジシマカは国内各地に生息しており、今後国内で感染者が出る可能性もある。こういった状況を踏まえ、ジカウイルス感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図るため、所要の措置を講じる。

第二 改正政令の概要等

1 概要

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令について

ジカウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関

する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 6 条第 5 項第 11 号の規定により政令で定める四類感染症に追加する。

(2) 検疫法施行令について

ジカウイルス感染症について、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 2 条第 3 号の規定により政令で定める検疫感染症に追加する。検疫感染症への追加に伴い、ジカウイルス感染症の病原体の有無の検査に係る手数料を、一件につき 2,400 円と定める。

2 施行期日

公布の日から起算して 10 日を経過した日（平成 28 年 2 月 15 日）から施行する。

第三 改正省令の概要等

1 概要

ジカウイルス感染症の検疫感染症への追加に伴い、検疫法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 53 号）第 6 条第 2 項に定める仮検疫済証に付する期間の上限について、ジカウイルス感染症に感染したおそれのある者があるときにおいては 288 時間とする。

2 施行期日

改正政令の施行の日（平成 28 年 2 月 15 日）から施行する。